

# 16 パナマ運河条約(抜粋)

(パナマ共和国—アメリカ合衆国)

署名 一九七七年九月七日(ワシントン)  
発効 一九七九年一月一日  
失効 一九九九年二月三二日正午

と同時に、パナマ共和国は、パナマ運河の管理、運営、維持の  
全責任を引き受ける。(以下略)  
2—4 (略)  
第一四条(紛争の解決) (略)

第一条(旧条約の廃棄と二國間新関係の樹立) 1 この条約は、  
発効と同時に従来以下の条約を廃棄し、それらにかわる。  
(以下略)

2 この条約及び関係諸協定の条件に従い、パナマ共和国は、領  
域主権国として、本条約の有効期間中、船舶のパナマ運河通航  
の規律に必要な権利及び運河の管理、運営、維持、改良、保護、  
防衛に必要な権利をアメリカ合衆国に与える。パナマ共和国は、  
この条約及び関係諸協定の定める目的のために地域及び水域を  
使用する権利をアメリカ合衆国に認め、同地域及び水域の平和  
的使用をアメリカ合衆国に対し保証する。

3 パナマ共和国は、運河の管理、保護、防衛に対する参加の割  
合をこの条約の定めるところに従い漸次大きくするものとする。  
4 (略)

第二条(批准、発効、失効) 1・2 (略)  
3 この条約はパナマ時間の一九九九年二月三二日正午に失効  
する。

- 第三条(運河の運営及び管理) (略)
- 第四条(保護及び防衛) (略)
- 第五条(内政不干渉の原則) (略)
- 第六条(環境保護) (略)
- 第七条(国旗) (略)
- 第八条(特権・免除) (略)
- 第九条(適用法規及び法の施行) (略)
- 第一〇条(運河委員会による雇用) (略)
- 第一一条(過渡期に関する事項) (略)
- 第二二条(新運河の建設) (略)
- 第三三条(資産の移譲とパナマの経済参画) 1 この条約の失効

